

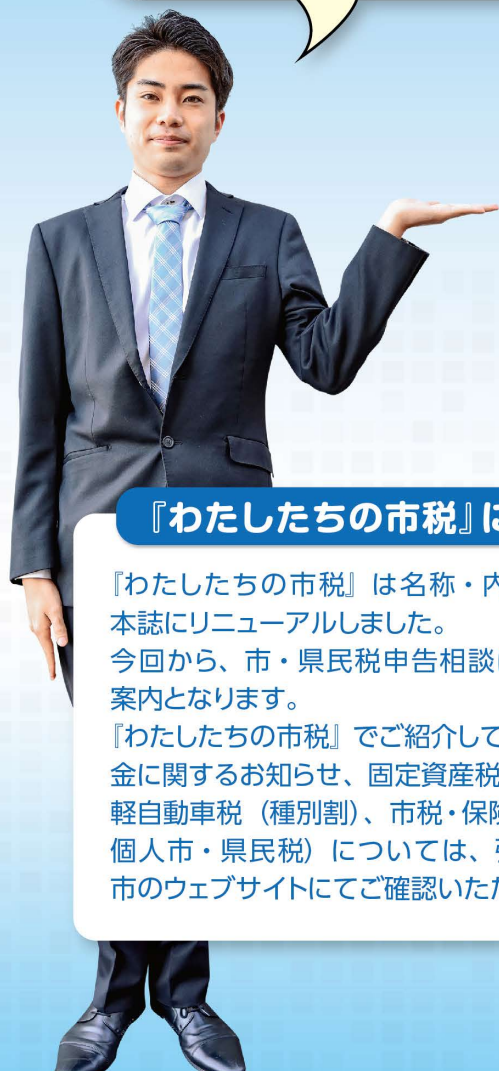
令和5年度(令和4年分)

市・県民税 申告相談について

受付時間の変更や待機時間の短縮について

今回から受付終了時刻を早めている会場が多数あります。申告相談日程(5ページ～)をご確認ください。

受付を済まされた方(番号札を取られた方)は密を避けるため、外出されても構いません。その場合は、必ず受付終了時刻までに会場にお戻りください。



『わたしたちの市税』について

『わたしたちの市税』は名称・内容を見直し、本誌にリニューアルしました。

今回から、市・県民税申告相談についてのご案内となります。

『わたしたちの市税』でご紹介していた情報(税金に関するお知らせ、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、市税・保険料の納め方、個人市・県民税)については、引き続き山口市のウェブサイトにてご確認ください。

目次

市・県民税申告相談について	1
書類の事前作成等について	2
山口税務署からのお知らせ	4
各会場の申告相談日程	5
申告相談日程表	裏表紙

発行/山口市総務部市民税課

〒753-8650 山口市亀山町2番1号
直通 ☎083(934)2735

H P / <https://www.city.yamaguchi.lg.jp>

E-mail / siminzei@city.yamaguchi.lg.jp

令和5年度(令和4年分)

市・県民税申告相談について

市・県民税申告相談会場で受付をする申告は、①市・県民税の申告と、②所得税の確定申告の2種類です。所得税の確定申告について、市では受付できないもの（4ページ参照）があります。

期間・会場等

今回から受付終了時刻を早めている会場が多数あります。「各会場の申告相談日程（5・6ページ）」をご確認のうえ、お間違えのないようお越しく下さい。また、平日のご来場が難しい方のために休日申告相談窓口を設けていますので、指定日をご確認のうえ、ご利用ください。

※受付終了時刻を過ぎてご来場された方やお戻りになられた方には、当日当会場での申告相談をお断りする場合があります。あらかじめご了承ください。

申告時にご持参いただくもの

- 1 市・県民税申告書（申告会場にもあります）
- 2 収支内訳書（営業・農業・不動産等の所得のある方）及び収支内訳書の基となる収入・必要経費の額が分かるもの
- 3 所得の計算に必要なもの
 - ・源泉徴収票（給与または公的年金）、支払報告書、帳簿書類、領収書など
- 4 各種控除の計算に必要なもの
 - ・各種健康保険料・介護保険料・国民年金保険料・生命保険料・地震保険料などの支払証明書、医療費等の明細書
 - ※国民健康保険納付額証明……………令和4年10月26日発送
 - 介護保険納付額証明……………令和5年1月20日発送予定
 - 後期高齢者医療保険納付額証明……………令和5年1月20日発送予定
 - 社会保険を任意継続されている方や、その他国保組合等の保険に加入されている方は、各保険者やお勤め先にご確認ください。
 - ・被扶養者（配偶者または子など）の所得が分かるもの
 - ・障害者手帳など
- 5 本人確認書類
 - ・申告者本人が申告する場合は、個人番号確認資料（マイナンバーカード等）、身元確認資料（運転免許証、保険証等）
 - ・同世帯の親族が申告者本人に代わり申告する場合は、代行者の身元確認資料と申告者本人の身元確認資料
 - ・代理人が申告する場合（上記以外の場合）は、申告者本人の個人番号確認資料、代理人（窓口にいらっしゃる方）の身元確認資料、委任状（代理権の確認書類）
- 6 日本国外に居住する親族の扶養控除等に係る必要書類
 - ・親族関係が分かる書類（外国語で作成されているものは翻訳文を添付）
 - ・送金状況が分かる書類（金融機関の送金依頼書、クレジットカード利用明細書など）

申告に関する書類の配布について

今回から、各総合支所・各地域交流センターでは、下記の書類のみ配布します。下記以外の所得税の確定申告に関する書類（確定申告書等）が必要な方は最寄りの税務署へお問い合わせください。

【配布する書類】

- 市民税・県民税申告書 ●市民税・県民税申告の手引き ●医療費控除の明細書
- 収支内訳書（一般用・不動産所得用・農業所得用） ●収支内訳書の書き方

書類の事前作成等にご協力ください

営業・農業・不動産等の「収支内訳書」や医療費控除の申告をされる方については、事前に書類の作成をお願いします。計算をされている方から優先的に受付をしますので、あらかじめご了承ください。

医療費控除の申告には「医療費控除の明細書」の添付が必要です。「医療を受けた人」「病院や薬局」ごとに記載した医療費控除の明細書をあらかじめ作成してください。

※医療費の領収書では申告はお受けできません。領収書については自宅で5年間保存してください。

※健康保険組合等が発行した「医療費通知」を添付することで「医療費控除の明細書」の記入が簡素化できます。（「医療費通知」は自己負担額等が記載されたものに限りです）。

※「医療費通知」の発行時期によって、「医療費通知」のみでは令和4年中の支払医療費が確認できない場合があります。その場合には、医療費の領収書をご確認のうえ、「医療費控除の明細書」へ補記をお願いします。

※「医療費控除の明細書」は、最寄りの総合支所、申告相談を行う地域交流センターに備え付けていますのでご利用ください。

ご自身で申告書を作成できる方は、郵送による提出や各総合支所総合サービス課に設置する「提出箱」に投函されることをお勧めします。

提出先

○郵送の場合 〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市役所 市民税課 市民税担当 宛

○提出箱（各総合支所総合サービス課に設置）に投函

設置期間：**2月16日（木）**から**3月15日（水）**まで（平日8：30～17：00）

※小郡総合支所については、第1会議室に設置しています。（平日8：30～14：00）

※総合サービス課では、申告内容等の相談には応じられませんので、ご了承ください。

※郵送・投函される際は、以下の記入内容等・添付書類に漏れがないことをご確認ください。

- ・申告者の氏名、住所、生年月日、個人番号（マイナンバー）、連絡先（日中連絡が取れる電話番号）
- ・マイナンバーカードの写し（両面）もしくは、マイナンバーの記載のある住民票と身元確認書類（運転免許証、パスポートなど）の写し
- ・1ページに掲載している申告時持参物「3 所得の計算に必要なもの」および「4 各種控除の計算に必要なもの」

なお、申告書の控えや添付書類の返送が必要な場合は、お手数ですが、返信用封筒（返送先の住所・氏名を記入し、切手を貼付したもの）を同封してください。

市・県民税の申告をする必要がない方

1 所得税の確定申告書を提出される方

2 給与所得のみの方で、給与支払報告書が勤務先から山口市に提出されている方

3 公的年金・恩給の収入のみの方

※給与や公的年金の源泉徴収票に記載されていない控除（社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除など）の追加がある方は申告が必要です（3ページ参照）。

4 申告をする方または年末調整をされた方に扶養されている方（扶養している方が市外の場合を除く）

5 令和4年中に亡くなられた方

※令和4年度の市・県民税が課税されている場合、納税義務は相続人に継承されます。

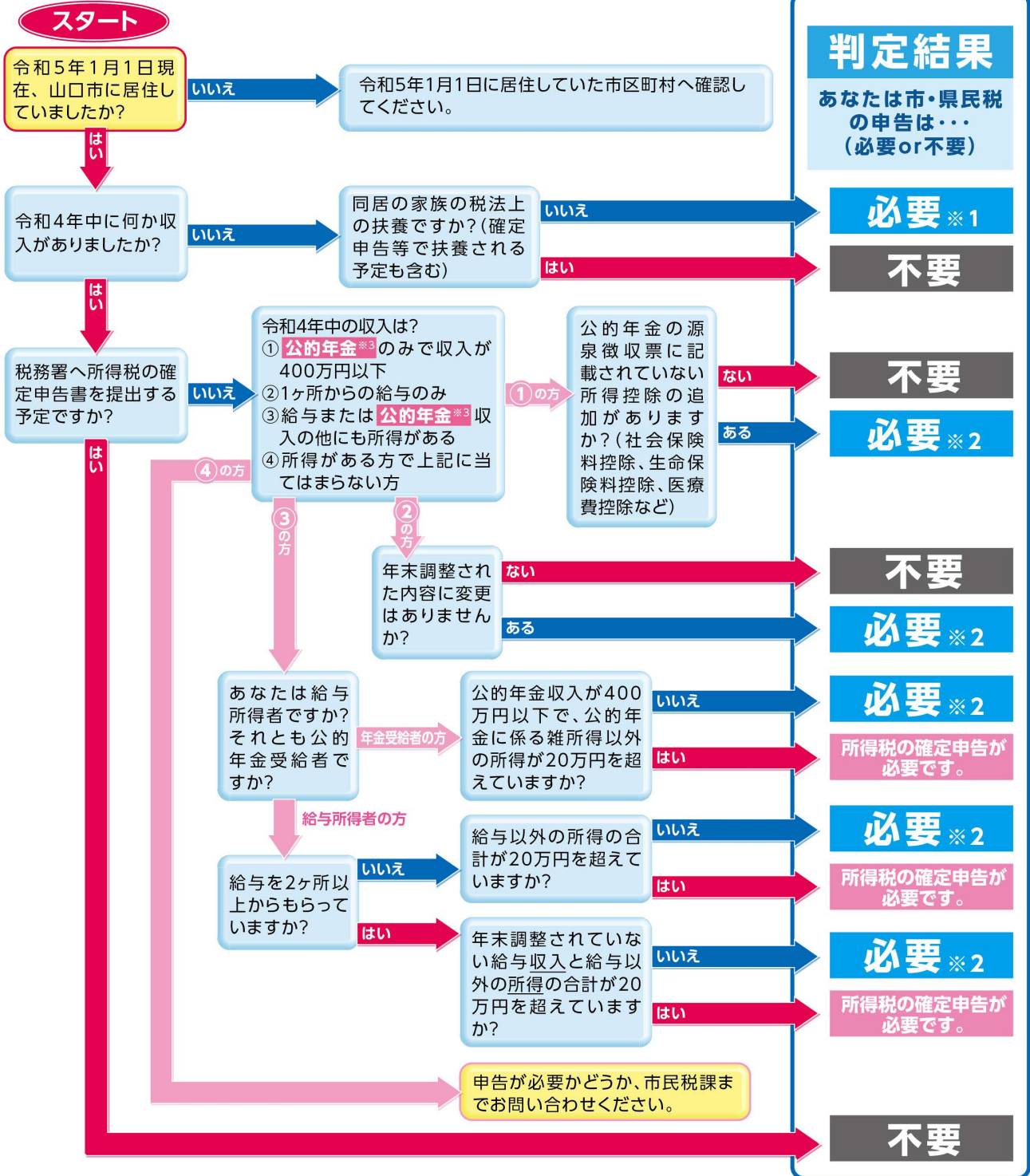
問い合わせ先

市民税課市民税担当（山口総合支所1階）電話 083-934-2735 FAX083-933-1083

市・県民税の申告が必要かどうか、確認してみましょう!

はい → いいえ → で進んでいただき、「判定結果」をご覧ください。

※この図表は、申告が必要かどうかを簡単に判断するための目安ですので、当てはまらない場合もあります。内容について、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。
(市民税課市民税担当 TEL 083-934-2735)



必要※1 ... 収入がなかった方でも、所得・課税証明の発行や国民健康保険等の軽減判定の資料として必要なため、申告をお願いする場合があります。

必要※2 ... 所得税の還付を受けるなど、確定申告をすることもできます。確定申告をされる場合は、市・県民税の申告は必要ありません。

公的年金※3 外国の法令に基づいて支払われる公的年金等で源泉徴収の対象とならないものについては、確定申告不要制度の適用はできません。

所得税の確定申告について

国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコン以外にスマホやタブレットでも所得税の確定申告書の作成ができます。ID・パスワード方式で簡単に「電子申告 (e-Tax)」を利用して提出することができます。

山口税務署からのお知らせ

～ 確定申告が必要な公的年金等受給者の方へ ～

山口税務署では、感染症対策の一環として、2月15日以前も申告相談を実施します。
ご自身で確定申告書の作成が困難な方は、相談の際に必要な書類をご持参の上、可能な限り2月15日までにご来場ください。

- ・相談期間：令和5年1月30日（月）～2月15日（水）
※ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。
- ・相談時間：午前9時～午後5時（受付時間は午前8時30分から午後4時まで）
- ・申告会場：山口地方合同庁舎1号館1階共用第一会議室

※ 入場には入場整理券が必要です。LINEによるオンライン事前発行をご利用ください。

なお、入場整理券は、当日会場においても発行いたしますが、枚数に限りがあり、後日の来場をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

入場整理券は国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます

国税庁
LINE公式アカウント



※LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できます。

STEP 1

LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

STEP 2

「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択

STEP 3

税務署や来場希望日時を選択
(申込は来場希望日の10日前から可能)

STEP 4

内容を確認して「申込」をタップすれば完了
入場時に申込完了画面を提示すればOK

※ 所得税の確定申告が必要かどうかの判断は、前ページの図表でご確認ください。

次の内容の確定申告は、**市・県民税申告相談会場**で受付ができませんので、税務署へご相談ください。

※次の内容以外でも**市・県民税申告相談会場**で受付できない場合がありますので、ご了承ください。

- ・土地建物や株式の譲渡、先物取引による所得の申告をされる方
- ・青色申告をされる方
- ・初めて「住宅借入金等特別控除」の申告をされる方
- ・お亡くなりになられた方の申告をされる方
- ・過年分（令和3年分以前）の申告をされる方
- ・山林所得、退職所得の申告をされる方

問い合わせ先

このお知らせに関することは、山口税務署 ☎083-966-1047（直通）までご連絡ください。

その他、確定申告に関する一般的なご相談は、確定申告テレフォンセンターまでご連絡ください。
(山口税務署（代表 083-922-1340）に電話し、「0」番を選択してください。)

国税庁
ホームページは
こちら→



各会場の申告相談日程 ※受付時間を確認してください

開催日ごとの対象地区は、感染症拡大防止および窓口の混雑を緩和するための目安です。ご都合の悪い方は、ご都合のよい日・会場にお越しください。また、今回から受付終了時刻を早めている会場が多くあります。申告相談をされる方は受付時間内の受付をお願いします。受付時刻終了後は受付できませんのでご注意ください。

【全体会場：山口総合支所 2階 申告会場】

開催日	受付時間	会場
2月1日(水)～3月15日(水)の平日	8:30～17:00	山口総合支所2階 申告会場
2月19日(日) 休日申告	9:30～16:00	山口総合支所1階 市民課カウンター前

【山口地域：地域交流センター等】

開催日	会場	受付時間
2月1日(水)	宮野・吉敷・佐山 地域交流センター	9:30～14:00
2月2日(木)	大歳・嘉川 地域交流センター 仁保 地域交流センター	
2月3日(金)	平川 地域交流センター	9:30～14:00
2月6日(月)	小鱈・二島 地域交流センター	
2月7日(火)	大内・陶 地域交流センター	
2月8日(水)	山口南総合センター 多目的ホール	
2月9日(木)	鑄銭司 地域交流センター	

【小郡地域】

開催日	対象地区	受付時間	会場
2月15日(水)	地区指定なし(ご都合の良い方)	8:30～14:00	小郡 総合支所 1階 第1 会議室
2月16日(木)	奥畑、前畑、新町西、平原、宮の原、宮の前、椎の木、わかば台、新町		
2月17日(金)	東上、新町東下、光が丘南、光が丘中、光が丘東、白土、ヴェルコ		
2月20日(月)	リーナ、仁保津上、仁保津下、仁保津東、檜の前、岩屋、八方原、森下		
2月21日(火)	円座東、円座西、元橋、東津上、東津中、東津下、新丁、柳井田、		
2月22日(水)	蔵敷、田町、中央通、津市上、津市中、津市下、津市南、大正上、		
2月24日(金)	大正中、大正下、尾崎、金堀、山手上、山手下		
2月26日(日)	休日申告 平日に来られない方	9:30～16:00	
2月27日(月)	地区指定なし(ご都合の良い方)	8:30～14:00	
2月28日(火)	三軒屋、明治東、明治西、明治北、矢足、長谷、長谷西、柏崎、新		
3月 1日(水)	開、原、金池、御幸町、黄金町、高砂町、大江町、船倉町、緑町、花		
3月 2日(木)	園町、若草・平砂町、維新町、給領町、栄町、平成町、前田町		
3月 3日(金)～ 3月15日(水)の平日	地区指定なし(ご都合の良い方)		

【阿知須地域】

開催日	対象地区	受付時間	会場
2月20日(月)	小古郷、前山、小山	8:30～14:00	阿知須地域 交流センター 1階多目的室
2月21日(火)	北祝、南祝、西祝		
2月22日(水)	東条、縄田		
2月24日(金)	中村、西条、寺河内、浜、二の宮	9:30～16:00	
2月26日(日)	休日申告 平日に来られない方		
3月 8日(水)	砂郷、飛石、沖の原	8:30～14:00	
3月 9日(木)			
3月10日(金)	岩倉、旦、浜表、赤迫		
3月13日(月)	井関、野口、杖川、河内、源河		
3月14日(火)	向井関、引野、仙在、青畑、焼野、岡		

【秋穂地域】

開催日	対象地区	受付時間	会場
2月10日(金)	大河内北、大河内南、天神町	8:30~14:00	大海総合センター
2月13日(月)	浜中、北条、中条		
2月14日(火)	井南、浜内、小浜、赤崎		
2月15日(水)	中道、花香南、花香北、中津江	8:30~14:00	秋穂総合支所 第1会議室
2月16日(木)	上本町、本町、祇園町、西天田		
2月17日(金)	黒瀧南、東天田、西青江、先青江		
2月19日(日)	休日申告 平日に来られない方	9:30~16:00	
2月27日(月)	日地、金山領	8:30~14:00	
2月28日(火)	中野		
3月1日(水)	下村、宮之旦		
3月2日(木)	屋戸、加茂、海岸通、東本町、黒瀧北		
3月3日(金)	上記開催日に来られない方		

【徳地地域】

開催日	対象地区	受付時間	会場
2月3日(金)	上村、藤木	9:30~14:00	徳地交流センター
2月6日(月)	島地、山畑	9:30~12:00	島地分館
2月7日(火)	鯖河内、串		徳地地域交流センター串分館
2月8日(水)	船路、引谷	9:30~14:00	徳地地域交流センター
2月9日(木)	八坂、三谷	9:30~12:00	八坂分館
2月10日(金)	柚木、野谷		徳地地域交流センター柚野分館
2月20日(月)	堀	8:30~14:00	徳地地域交流センター
2月21日(火)			
2月22日(水)	深谷、小古祖、伊賀地、岸見		
2月24日(金)			
2月26日(日)	休日申告 平日に来られない方	9:30~16:00	
2月27日(月)	上記開催日に来られない方	8:30~14:00	
2月28日(火)			

【阿東地域】

開催日	対象地区	受付時間	会場
2月7日(火)	嘉年上	9:30~14:00	嘉年基幹集落センター
2月8日(水)	嘉年下	9:30~12:00	
2月9日(木)	地福上	9:30~14:00	阿東老人福祉センター
2月10日(金)	地福下	9:30~12:00	
2月13日(月)	徳佐上	8:30~14:00	阿東地域交流センター
2月14日(火)			
2月15日(水)	徳佐中(坂手、東畑、原山、上市東、上市西、小南、貞行、丸山、平丸、水戸)		
2月16日(木)	徳佐中(駅通、栄町、中市、下市、上宇津根、下宇津根、片山、羽波)		
2月17日(金)	徳佐下		
2月19日(日)	休日申告 平日に来られない方	9:30~16:00	
3月1日(水)	生雲西分	9:30~14:00	阿東地域交流センター 生雲分館
3月2日(木)	生雲中		
3月3日(金)	生雲中、蔵目喜	9:30~12:00	
3月6日(月)	生雲東分	9:30~14:00	長門峡自然休養村 管理センター
3月7日(火)	篠目	9:30~12:00	

